

京都府立図書館  
サービス計画（中間案）

（令和3年度～令和7年度）

令和3年 月  
京都府立図書館

# 目次

- これまでの経緯と現在の状況
  - 計画の位置づけ
  - 計画の期間
  - 計画の進捗管理
  - サービス計画（第2期）の取組状況
  - 図書館をめぐる社会情勢
  - 京都府立図書館 基本方針
  - 京都府立図書館サービス計画
- I 府内全域の図書館等をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します
- 1 府内の各図書館とのネットワークの充実
  - 2 市町村立図書館への支援
  - 3 学校支援の充実
  - 4 子ども読書活動の支援
- II 多様な文化資源の情報を取り扱い、幅広い調査研究のニーズに応えます
- 5 多様な資料の収集・整理・提供
  - 6 十分な収蔵空間の確保による資料の適正な保存
  - 7 各種電子サービス等デジタル環境の整備
  - 8 所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実
  - 9 来館者へのサービスの充実
  - 10 非来館者へのサービスの充実
  - 11 障害者サービス等の充実
  - 12 職員の育成

Ⅲ 大学等研究機関や文化施設等と連携するとともに、多様な議論の場を提供することにより、文化の振興と地域の活性化に寄与します

- 14 府立図書館の見える化の推進
- 15 各種セミナー等の実施
- 16 大学等研究機関、文化施設等と連携した取組の推進
- 17 行政機関と連携した取組の推進

## ■ これまでの経緯と現在の状況

京都府立図書館（以下「府立図書館」という。）は日本で最初の公立図書館である「集書院」を源流として、明治 31（1898）年に京都御苑内に設立され、明治 42（1909）年に現在の岡崎の地に移転して以来、100 年を超える長い歴史と伝統を刻んできました。平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災により建物が大きく損傷したため、ルネサンス風の外壁正面部を残して建て替え、平成 13（2001）年に地上 4 階地下 2 階建の新館を開館しました。

図書館法第 7 条の 2 に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）では、都道府県立図書館は、設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定することとされています。

府立図書館においては、平成 24 年度に、平成 27 年度までの「京都府立図書館サービス計画（以下「サービス計画」という。）」を策定し、「①府内の図書館サービスの中核的図書館」「②府民の多様な活動を支援する図書館」「③情報化社会の進展に対応する図書館」「④京都から情報を発信する図書館」の 4 本柱からなる運営基本方針のもと、特に市町村支援と調査研究支援を中心とした取組を進めてきました。

平成 27 年度には、「府立図書館サービス計画の充実に向けた検討会議」を設置するとともに府民アンケートを実施し、平成 28 年度から令和 2 年度までの新たなサービス計画（第 2 期）を策定しました。

サービス計画（第 2 期）では、「①府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します」「②多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます」「③議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します」の 3 本柱からなる基本方針のもと、変化の激しい社会において新たな課題に直面する府民の知的活動の拠点となるとともに、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に期待される存在となることを目指して取り組んできました。

そのような中であって、図書館を取り巻く社会環境は、この 5 年間ににおいても激しく変化し続けています。少子高齢化や人口減少、ICT（情報通信技術）の技術革新、度重なる災害、そして新型コロナウイルス感染症と、社会全体は大きく揺れ動き続けています。

京都府の人口は、平成 17（2005）年に減少に転じ、自然減少数は平成 30（2018）年に 8,000 人を超えました。また、65 歳以上の人口の割合は、平成 27（2015）年時点で 27.5%と増え続けています。

また、全国における情報通信機器の世帯普及率をみると、平成 30（2018）年時点でスマートフォンの普及率は 79.2%、タブレット型端末の普及率は 40.1%となっています。年代別では、20 歳代で約 90%、70 歳代で約 30%がスマートフォンを利用しています。

さらに、毎年のように発生する甚大な風水害や令和 2（2020）年に新たに確認された新型コロナウイルス感染症等は、予測困難な影響を社会にもたらし、府立図書館の役割を改めて見直すきっかけとなりました。

このような経過と現状認識のもと、従来からの市町村立図書館・読書施設（以下「市町村立図書館」という。）、学校図書館支援及び府民の調査研究支援を大きな柱としながら、府立図書館が持つ資源、機能を最大限活用した取組を充実し、府民へのサービスの向上を図るため、今後5年間の新たな「サービス計画（第3期）」を策定しました。

## ■ 計画の位置づけ

---

この計画は、図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）において、都道府県立図書館においては設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定することとなっており、このことに基づいて策定するものです。

### 図書館法第7条の2

文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

### 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）

都道府県立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するように努める。

## ■ 計画の期間

---

令和3年度から令和7年度までの5年間です。

ただし、サービス計画の進捗状況、新たな課題、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて本サービス計画を見直します。

## ■ 計画の進捗管理

---

- (1) 個別の取組内容、実施時期については、サービス計画を基本とし、毎年度「事業計画」を策定し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに沿って実行し、サービス計画の具現化を図ります。
- (2) 本サービス計画に基づく毎年度の事業内容については、府立図書館による内部評価と外部有識者等で構成する京都府立図書館協議会による外部評価を両輪として、毎年度点検を行います。

## ■ サービス計画（第2期）の取組状況

- ◇ 大学図書館の所蔵する専門書等を市町村立図書館で、府立図書館・市町村立図書館の所蔵する図書を大学図書館で閲覧することができる大学図書館との相互貸借が 11 大学に、全府立学校、京都府総合教育センター、同北部研修所も加えて、総合目録ネットワーク（K-L i b n e t）参加機関が、99 機関に拡充しています。

また、当館が運用している連絡協力車について、市町村立図書館、連携する大学図書館等への巡回回数を週 2 回に増やすとともに、全府立学校への巡回を始めるなど、大きく改善を図り、各図書館のハブとしての機能を果たしてきたところです。

さらに、京都府健康福祉部と連携を図り、「こどもの居場所づくり」や「子ども食堂」に京都府の支援を受けて取り組む団体に対して、当館が所蔵する児童書等を貸し出す「子ども読書活動支援事業」を平成 29 年度から実施しています。

	平成 27 年度	令和元年度
相互貸借大学図書館数	1	11
K-L i b n e t 参加機関	30 機関	99 機関
連絡協力車の巡回回数		
各市町村立図書館等	週 1 回	週 2 回
全府立学校	—	週 1 回
子ども読書活動支援事業貸出団体数（貸出冊数）	— (—)	15 団体 (1,780 冊)

- ◇ 京都府立図書館資料収集方針（平成 28 年 3 月改正）（以下、「収集方針」という。）に基づき、多様な資料を積極的に収集し、府民の調査研究の支援に努めるとともに、テーマ別の企画展示や、月ごと・時事等のミニコーナーを設置し、多様な本に出会える取組の充実を図っています。

また、平成 29 年度からマイナンバーカードを図書館カードとして利用できるようにするとともに、平成 30 年 11 月から京都市図書館と「返却資料お預かりサービス」を実施するなど、貸出・返却サービスの充実を図っています。

	平成 27 年度	令和元年度
総資料数	1,231,258 冊	1,313,104 冊
展示回数	35 回	67 回
返却資料お預かりサービス	—	10,190 冊
府立 → 京都市	—	2,326 冊
京都市 → 府立	—	7,864 冊
マイナンバーカード利用者数	—	13 人

- ◇ 平成 28 年度に、2 階の研修室を「ナレッジベース」と命名し、「知的な交流の場」として創設しました。NPO や民間団体が利用するとともに、京都大学総合博物館や京都女子大学とも連携を図った展示を行うなど、多くの人が集い互いに学び合う取組を推進しています。

また、大学の研究者等の協力による「京都府立図書館連続講座」や、ワークショップ等を取り入れた図書館セミナー、毎月第 3 水曜日の館内見学会等により、図書館利

用の促進を図っています。

	平成 27 年度	令和元年度
講座実施数	2 2 回	<b>3 3 回</b>

入館者数と個人貸出冊数については減少傾向が続いており、サービスや特色ある取組などの充実が必要であると考えています。

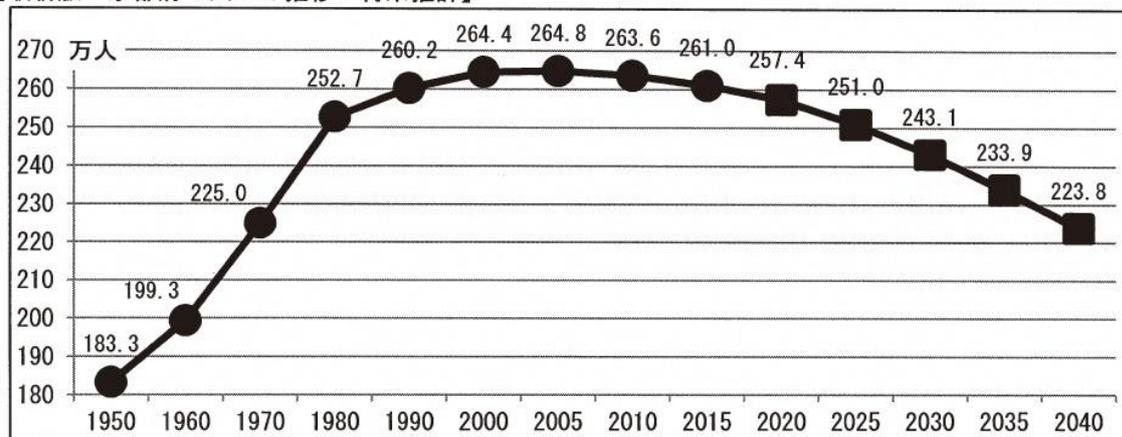
	平成 27 年度	令和元年度
入館者数	287,026 人	<b>252,311 人</b>
年間貸出冊数	243,964 冊	<b>244,868 冊</b>
個人貸出冊数	202,015 冊	<b>175,068 冊</b>
図書館等への貸出冊数	41,949 冊	<b>69,800 冊</b>

## ■ 図書館をめぐる社会情勢

### (1) 人口動態

京都府の人口は、平成 17 (2005) 年に減少に転じ、自然減少数は、平成 28 (2016) 年の 6,523 人に対して、平成 30 (2018) 年は 8,746 人と 8,000 人を越えました。

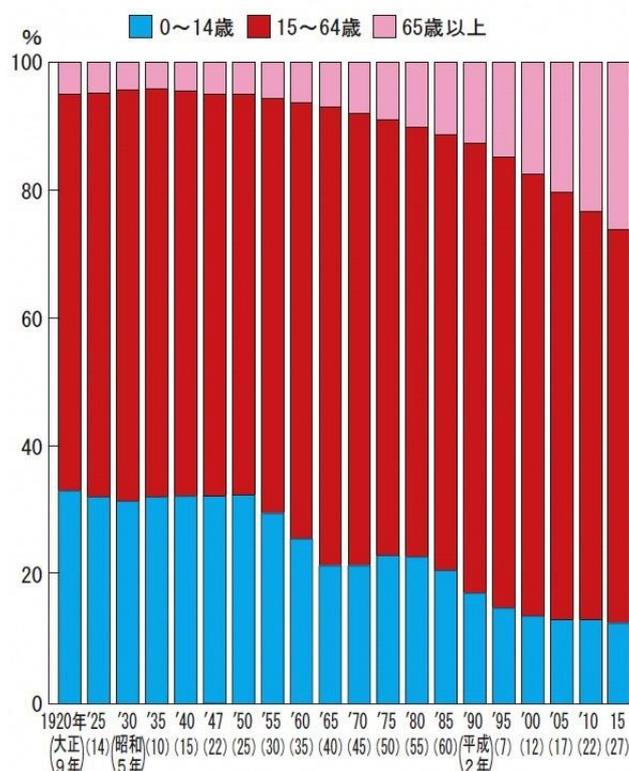
【最新版 京都府の人口の推移・将来推計】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成30(2018)年推計  
昭和25(1950)年～平成27(2015)年は国勢調査による実績値)

また、京都府の人口における 65 歳以上人口の割合は平成 27 (2015) 年時点で 27.5% と増え続け、少子高齢化に歯止めがかからない状況は続くものと思われまます。

年齢 3 区分別人口割合の推移



注 年齢不詳を除く。  
資料：国勢調査（総務省）

(出典：京都府「統計でみる府民の暮らし（平成 30 年度版）」)

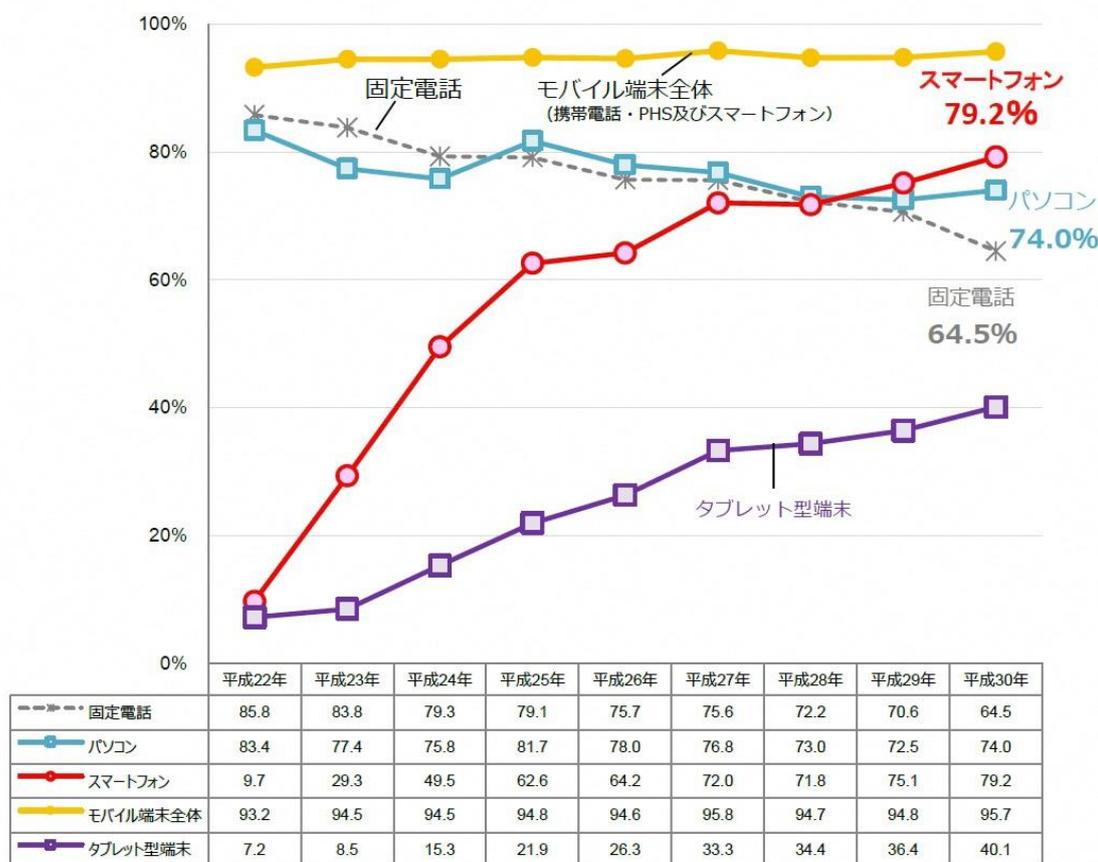
(2) 情報通信機器の普及

情報通信機器の世帯普及率をみると、平成 30（2018）年時点で、スマートフォンの普及率は 79.2%、タブレット型端末の普及率は 40.1%となっており、今後も増加傾向が続くものと思われます。特に 20 歳代は約 90%の人がスマートフォンを利用しています。

### 主な情報通信機器の保有状況(世帯)

(平成22年～平成30年)

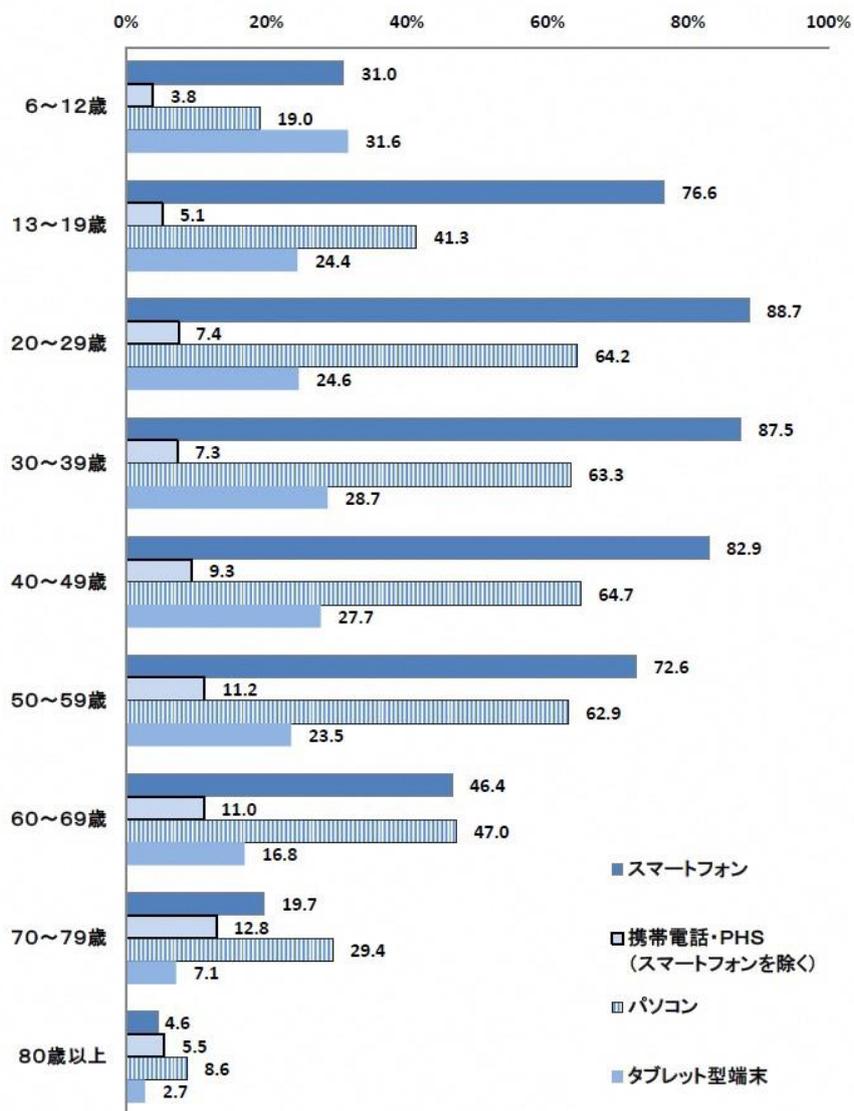
スマートフォンを保有している世帯の割合が、約8割まで増加しており、固定電話(64.5%)・パソコン(74.0%)を保有している世帯の割合を上回っている。



※当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。

(出典：総務省報道資料「平成 30 年通信利用動向調査の結果」)

## 年齢階層別インターネット利用機器の状況(個人)



※ インターネットに接続できるテレビ、家庭用ゲーム機、その他の機器を除く。

(出典：総務省報道資料「平成30年通信利用動向調査の結果」)

(3) 日本での主な災害発生状況及び新型コロナウイルス感染症の影響

近年、大きな被害をもたらす災害が多く発生し、社会生活に大きな影響を与えとともに、図書館の運営にも大きな影響を与えています。『令和2年版防災白書』では、長期的な傾向として今後も増加傾向にあることを指摘しています。

平成27年度から令和元年度までの主な風水害・地震災害（出典：令和2年版防災白書）

年	月	災害名	主な事象
28	4	熊本地震	14日21時26分 最大震度7 16日1時25分 最大震度7
	6	梅雨前線に伴う大雨	九州地方及び中国地方、四国地方等で300ミリ、熊本県、大分県、宮崎県では500ミリを超える大雨となった。
	8	台風第11号及び第9号	東日本と北日本では大雨となり、とりわけ北海道では平年の8月の降水量の2倍近い大雨となった。
29	7	台風第3号	梅雨前線や台風の影響で、九州北部地方を中心に局地的に猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。
	9	台風第18号	台風や活発な前線の影響で、西日本から北日本にかけて猛烈な雨となった。
	10	台風第21号	台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、西日本から東日本、東北地方で大雨となった。
30	6	大阪府北部を震源とする地震	18日7時58分 最大震度6弱
	7	7月豪雨	西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、死者、行方不明者数が200名を超える甚大な災害となった。
	9	台風第21号	西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。京都市の最大瞬間風速39.4メートル。
元	8	前線に伴う大雨	九州北部地方を中心に記録的な大雨となった。佐賀県、福岡県、長崎県に大雨特別警報が発表された。
	9	房総半島台風	伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となった。千葉市で最大瞬間風速57.5メートルなど。
	10	東日本台風	台風本体の発達した雨雲や湿った空気の影響で大雨となり、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報が発表された。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に日本国内で初の感染者が確認されて以降、感染が拡大し、日本政府は、2月末には全国の小中高等学校に臨時休校を要請し、4月には全国を対象に緊急事態宣言を発出しました。

府立図書館においても、3月6日から3月23日までと4月4日から5月21日まで臨時休館としました。開館後も開館時間の短縮や一部のサービス利用を制限するなど感染拡大防止に努めてきました。

今後は、ウイズコロナ時代において図書館がどのような役割を果たしていくのかについて議論を深める必要があります。

令和2年の新型コロナウイルス感染症の取組状況（府立図書館まとめ）

	国・京都府等	府立図書館
1月	16日 日本国内で初の感染者 30日 京都府内で初の感染者	
2月	27日 政府は3月2日から全国すべての小中高等学校に臨時休校を要請	
3月	3日 府立学校が臨時休校（中丹通学圏以北～5/24、口丹通学圏以南～5/31）	6日 臨時休館（～3/23） 24日 子どもの居場所づくり事業（～4/3）
4月	7日 7都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）を対象に緊急事態宣言 16日 緊急事態宣言を全国に拡大 京都府は特定警戒都道府県に指定	4日 臨時休館（～5/21） 24日 無料お届けサービス実施
5月	14日 緊急事態宣言を39県で解除 21日 京都府等近畿2府1県の緊急事態宣言を解除 25日 全ての緊急事態宣言を解除	22日 サービスを限定して開館（開館時間短縮、貸出・返却に限定） 読書を通じた家庭学習支援事業実施 府内全小学校の低学年児童に国語教科書掲載作品から選書した図書を学校に配布。特別支援学校小学部児童数分を学校に配付
6月		12日 閲覧席、データベース等の利用再開（50%に制限）
7月		1日 AVブースの利用、対面朗読を再開 29日 閲覧席にパーティションを設置（70%に制限）
10月		1日 開館時間を平常通りとし、すべての閲覧席等にパーティションを設置して、閲覧席等の制限を解除

# 京都府立図書館基本方針

図書館は、人々が知的で創造的な人生をおくるため、人類の文化遺産となる出版物等を適切に収集・保存し、様々なサービスにより提供する場です。

府立図書館は、この理念を踏まえ、急激な社会変化に対応していくため、歴史と大学のまち京都の立地を活かしながら、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民の調査研究や知的活動の拠点となることを目指します。

## **I 府内全域の図書館等をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します**

市町村立図書館・学校図書館等の活動を支援するとともに、各館と協力して、府内の図書館サービスの充実を図ります。また、府民に的確な情報を提供するため、市町村立図書館・学校図書館・大学図書館等をつなぎ、ハブとしての機能を果たします。

## **II 多様な文化資源の情報を取り扱い、幅広い調査研究のニーズに応えます**

府立図書館の役割に応じた資料の収集を行うとともに、多様な文化資源に関する情報を取り扱います。また、様々な情報を求める人々が利用しやすい図書館サービスを提供し、幅広い調査研究のニーズや府民の知的好奇心に応えます。

## **III 大学等研究機関や文化施設等と連携するとともに、多様な議論の場を提供することにより、文化の振興と地域の活性化に寄与します**

100年を超える府立図書館の歴史、文化施設が集中する岡崎という立地、大学のまち京都の特性を最大限に活かし、様々な機関と連携して事業展開を図るとともに、多様な議論の場を提供することにより、文化の振興と地域の活性化に寄与します。

# 京都府立図書館サービス計画

(令和3年度～令和7年度)

## I 府内全域の図書館等をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

### 1 府内の各図書館とのネットワークの充実

府立図書館は、市町村立図書館・大学図書館等と連携して各図書館が所蔵する資料が一括して検索できるとともに、資料の相互貸借及びその資料を運ぶ連絡協力車の運行等を行う京都府図書館総合目録ネットワーク（以下、「K-Libnet」という。）を運営・管理しています。

府立図書館では、府民の利便性を図るため、K-Libnetの充実を図るとともに、大学・企業等との共同研究等に取り組みます。

- ・各図書館が所蔵する資料が一括して検索できるとともに、資料の相互貸借を行うことができるK-Libnetシステムの確実な運用を図ります。
- ・大学図書館が所蔵する図書を身近な市町村立図書館で、府立図書館・市町村立図書館が所蔵する図書を大学図書館で、閲覧することができる取組を推進します。
- ・K-Libnet参加館等へ資料を運ぶ連絡協力車の効率的な運行を図ります。
- ・大学・企業等との共同研究によりK-Libnetシステムの利便性の向上を図ります。

### 2 市町村立図書館への支援

府立図書館は、府民に身近な市町村立図書館への支援を行うことによって府民サービスの向上を図っています。

府立図書館では、府と市町村の役割分担に基づいて資料を充実するとともに、図書館運営に係る情報を積極的に収集し提供することにより、市町村立図書館を支援します。また、市町村立図書館のレファレンス機能充実に向けて、事例の蓄積等を行い、社会や技術の最新の動向を踏まえた研修に取り組みます。

- ・市町村立図書館支援のためのリクエストに応じるなど、資料の充実を図ります。
- ・市町村立図書館のニーズを把握するための会議や巡回訪問を実施します。
- ・図書館運営を支援するため、図書館運営に関する情報共有や市町村立図書館と協働した情報発信を推進します。
- ・K-Libnetシステムを活用し、市町村立図書館のレファレンス機能の充実を図る取組を推進します。

### 3 学校支援の充実

子どもたちが、生涯にわたり、自ら調べ、課題を解決する力を身につけるためには、早い段階から各種の図書館等を活用して的確に情報を収集する習慣をつけることが大切です。

府立図書館では、児童・生徒の来館型調べ学習や学生の調査研究を積極的に受け入れます。また、学校のニーズに応じた学校支援セットを充実するとともに、総合教育センターと連携した研修を実施するなど、学校図書館運営の支援に取り組みます。

- ・児童、生徒の調べ学習や学生の調査研究を積極的に受け入れます。
- ・朝読書や調べ学習、図書館の展示等に活用する学校支援セットの充実を図ります。
- ・総合教育センターと連携した研修を実施するなど、学校図書館の運営を支援するための取組を推進します。

### 4 子ども読書活動の支援

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）に、子どもの読書活動を推進することは地方自治体の責務として明示されています。

府立図書館では、子ども読書の日を記念する事業に引き続き取り組みます。また、児童サービス等に関する情報の収集と発信に努めるとともに、様々な民間団体と連携した取組の充実を図ります。

- ・子ども読書の日（4月23日）を記念する事業に取り組みます。
- ・「こどもの居場所づくり」「子ども食堂」に取り組む団体や「京都府教育委員会認定フリースクール」等の様々な民間団体と連携し、子どもの読書活動に寄与する取組を推進します。
- ・市町村立図書館が実施する児童サービス等に関わる情報の収集と発信に努めます。

## Ⅱ 多様な文化資源の情報を取り扱い、幅広い調査研究のニーズに応えます

### 5 多様な資料の収集・整理・提供

府立図書館では、収集方針に基づいて、課題解決や調査研究等に役立つ多様な資料を積極的に収集します。

また、限られた開架スペースに、利用頻度や資料構成を考えた配架に取り組みます。

- ・収集方針に基づいた多様な資料の収集を図ります。
- ・ビジネス支援等の課題解決や調査研究に役立つ資料の収集を推進します。
- ・美術館コーナーを設置するなど配架の工夫を進め、限られた開架スペースの活用を図ります。
- ・シナリオコレクション等の所蔵している貴重な資料の整備、活用を推進します。

### 6 十分な収蔵空間の確保による資料の適正な保存

府立図書館は、原則として所蔵資料を永久に保存するという保存センターの役目を担っているため、将来を見越した所蔵資料を収蔵できるスペースを確保することは喫緊の課題となっています。

資料の適切な保存や、良好な書庫環境の維持に向けた取組を進めるとともに、市町村立図書館が所蔵する貴重な資料についても連携して保存に努めます。

- ・保存センターの役割を担う図書館として書庫環境の充実にに向けた取組を推進します。
- ・収集した資料の損傷や劣化を防ぎ、適切な保存に努めます。
- ・市町村立図書館と連携して府内1冊所蔵図書の的確な把握と保存に取り組みます。

### 7 各種電子サービス等デジタル環境の整備

急激な社会変化に対応するため、図書館として、各種電子サービス等デジタル環境の整備を進めることは、重要な課題です。

府立図書館では、国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」をはじめ、利便性の高い各種データベースの利用を促進します。また、電子書籍の導入やW i F i 環境の充実にともに、価値ある資料等についてはデジタルアーカイブ化を行い、オープンデータでの提供を推進します。

- ・国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」をはじめ、調査研究に役立つデータベースの充実、活用促進を図ります。
- ・電子書籍の導入、W i F i 環境の充実等の取組を推進します。
- ・大学等と連携した価値ある資料のデジタルアーカイブ化の取組を推進します。
- ・テーマ別資料リストや調べ方案内のオープンデータでの提供等の取組を推進します。

## 8 所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実

府立図書館が取り扱う資料や情報をより活用していただくため、多様な本や情報に出会える館内展示を実施します。また、テーマ別資料リストや調べ方案内を充実するとともに、資料や情報を利用者の求めに応じて紹介するレファレンス能力の向上を図ります。

また、国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」へ調査成果を積極的に登録し、成果を広く共有します。

- ・多様な図書に出会える企画展示等の実施、テーマ別資料の作成、ホームページを活用した図書の紹介に努めます。
- ・国立国会図書館レファレンス協同データベースを活用したレファレンス業務の充実を図ります。
- ・国立国会図書館等が開催するレファレンス研修に積極的に参加し、知識技能の向上を図ります。

## 9 来館者へのサービスの充実

府立図書館では、来館者が求める資料や情報を得られるよう、エントランス等に効果的な案内掲示を行うとともに、カウンターサービスのより一層の向上を図ります。また、市町村立図書館と連携して、返却時の利便性の向上を図る取組を推進します。

- ・障害者や外国人等を対象にした図書館案内の充実を図ります。
- ・図書館カードによる館内サービスの利便性の向上を図る取組を推進します。
- ・大学等と連携して、エントランス等における効果的な展示や案内の掲示を推進します。
- ・京都市図書館との相互返却サービスの取組を推進します。
- ・市町村立図書館と連携して返却サービスの利便性の向上を図る取組を推進します。

## 10 非来館者へのサービスの充実

来館することが困難な利用者にもサービスを提供することは、府立図書館の役割のひとつです。府立図書館では、電話やインターネット等によるレファレンスなど府立図書館が実施しているサービスの周知と充実を図る取組を推進します。

- ・電話やインターネット等によるレファレンスサービス、図書の複写サービスの周知を図る取組を推進します。
- ・図書の貸出期間の延長等インターネットを通じてパソコンやスマートフォンで利用できるサービスの充実を図ります。
- ・府立図書館カードの作成などインターネットを通じてパソコンやスマートフォンで申し込めるサービスの充実を図ります。

## 11 障害者サービス等の充実

府立図書館では、従来から障害者サービス等の充実に努めてきましたが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、各種ガイドラインへの適切な対応をより徹底します。また、印刷物を読むことが困難な人々のために、大活字本やデージー図書等の充実に

努めます。

- ・大活字本やデジター図書等の充実を図ります。
- ・対面朗読サービスの充実に努めます。
- ・障害者差別解消法や読書バリアフリー法に基づくガイドラインへ対応した取組を推進します。

## 12 職員の育成

適切な組織・施設運営を行い、資料や情報を利用者と結びつけていくためには職員の資質・能力の向上が大切です。

府立図書館では、文部科学省や国立国会図書館等が主催する研修・研究会等へ職員を積極的に派遣し、その成果を図書館サービスの充実に結びつけます。

また、来館者の安全を図るために必要な各種研修の実施に取り組みます。

- ・文部科学省や国立国会図書館等が主催する研修、研究会等への積極的な参加に努めます。
- ・府立図書館の職員が講師となって市町村立図書館を対象とした研修の取組を推進します。
- ・救命講習や防災訓練等タイムリーな研修の充実を図ります。

### Ⅲ 大学等研究機関や文化施設等と連携するとともに、多様な議論の場を提供することにより、文化の振興と地域の活性化に寄与します

#### 13 「知的な交流の場」の活用

府立図書館では、多様な人々が互いに学び合い、対話・議論を行うことができる「知的な交流の場」を設置しています。大学や企業等と連携した展示を行うとともに、NPOや大学のゼミ等、他の機関や団体との連携を推進し、多くの人が集い議論する取組を推進します。

- ・大学や企業等と連携した展示を行うことにより、多様な人が互いに学び合う取組を推進します。
- ・「知的な交流の場」の特長を活かし、NPO等民間団体と協働した取組を推進します。
- ・NPO等民間団体が行う企画を府立図書館の資料やデータベースを活用して支援する取組を推進します。
- ・大学生がゼミ等で活用するための取組を推進します。

#### 14 府立図書館の見える化の推進

府立図書館のサービスを府民に最大限活用していただくには、府立図書館の機能や取組を広く周知していく必要があります。

府立図書館では、様々な取組等についてホームページやSNS等で効果的に情報発信していきます。また、各種広報媒体の活用、報道機関への効果的な広報を更に推進するとともに、館内見学会等の取組による情報発信により、府立図書館の「見える化」を推進します。

- ・ホームページやSNS等を活用した効果的な情報発信を図ります。
- ・京都府の広報媒体の活用、報道機関への効果的な広報を推進します。
- ・館内見学会の実施や旧館家具等を活用した歴史ある図書館を発信する取組を推進します。
- ・公益財団法人大学コンソーシアム京都と連携し、大学生を対象とした広報を推進します。

#### 15 各種セミナー等の実施

府立図書館では、所蔵している多くの資料や情報に関連した各種講座を開催します。研究者・団体等と連携した講座についても、より充実した展開を図るとともに、府立学校等と連携した取組を推進します。

- ・大学等様々な機関と連携した講座やセミナーの開催を推進します。
- ・図書館の持つ機能を生かした講座やセミナーに関連する図書の展示や図書リストの作

成等を推進します。

- ・京都府高等学校文化連盟と連携を図り、高校生の生徒が前庭等を活用して発表する取組を推進します。

## **16 大学等研究機関、文化施設等と連携した取組の推進**

府立図書館は、だれもが気軽に利用できる施設です。その特徴を活かし、岡崎エリアの文化施設や府内の博物館・美術館・大学等の関連施設と連携を強化した展示等の企画や事業、情報発信等の取組を推進します。

- ・岡崎エリアの文化施設等と連携して、展示や図書リストの作成等に取り組みます。
- ・岡崎エリアの文化施設等と連携して、様々な企画や事業の推進を図ります。
- ・博物館・美術館・大学等と連携した展示等に取り組みます。

## **17 行政機関と連携した取組の推進**

行政機関が、課題解決に向けた施策を企画立案するためには、的確で幅広い情報を入手することが必要です。

府立図書館では、行政機関向けにレファレンスサービスや複写サービスを行うとともに、図書の貸出や資料配送の取組を推進します。

- ・京都府議会図書館と連携して、府庁等行政機関の要請に応える資料配送の充実を図ります。
- ・府庁等行政機関からの要請に応じたレファレンスサービスの取組を推進します。
- ・京都府家庭支援総合センター等行政機関との連携を図り、図書の貸出等の取組を推進します。